

# 令和2年第1回臨時会

令和2年7月28日 開会

7月28日 閉会

## 昭和病院企業団議会会議録

昭和病院企業団議会

## 目 次

### ○7月28日

期 日	.....	1
場 所	.....	1
出席議員	.....	1
出席説明員	.....	1
議会職員出席者	.....	1
議事日程	.....	2
開会宣告	.....	3
日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	行政報告	4
	(1) 令和元年度公立昭和病院取扱患者実績について	
	(2) 令和元年度昭和病院企業団病院事業会計収支概況について	
	(3) 公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について	
	(4) 昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について	
日程第4	議案第9号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	27
日程第5	議案第10号 昭和病院企業団監査の執行に関する条例の一部を改正する条例	28
日程第6	議案第11号 昭和病院企業団看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例	29
閉会宣告	.....	30

## 令和2年昭和病院企業団議会第1回臨時会会議録

○ 期 日 令和2年7月28日（火曜日）

○ 場 所 昭和病院企業団議会議場（公立昭和病院講堂）

○ 出席議員（13名）

1番	宮 下 誠	2番	板 倉 真 也
3番	佐 藤 徹	4番	松 岡 あつし
5番	佐 藤まさたか	6番	小 町 明 夫
7番	島 崎 孝	8番	高 橋 和 義
9番	友 野 和 子	10番	鈴 木 たかし
11番	大 后 治 雄	12番	関 田 正 民
14番	遠 藤 源太郎		

○ 欠席議員（1名）

13番 小 峰 和 美

○ 出席説明員

企業長兼院長	上 西 紀 夫	副 院 長	照 屋 正 則
副 院 長	藤 田 彰	事 務 局 長	森 下 一
事務局担当次長 兼経営企画兼会計担当課長	小 林 忠 幸	事務局担当次長 兼 医 事 課 長	金 井 弘 子
総 務 課 長	野 口 尚 巳	人事担当課長	川 田 真理子
業 務 課 長	笹 野 孝	連携担当課長	手 塚 達 也
予防健診担当課長	永 井 剛		

○ 議会職員出席者

書 記 長	森 下 一	書 記 次 長	門 上 晶 子
書 記	青 柳 利 隆		

## ○ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 議案第9号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第10号 昭和病院企業団監査の執行に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第11号 昭和病院企業団看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

午前9時33分 開会・開議

○ 議長（宮下 誠） それでは、開会宣言を行います。改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名でございます。なお、本日、西東京市小峰議員より欠席の届出がされております。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年昭和病院企業団議会第1回臨時会を開会いたします。

ここで一言発言させていただきます。新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表しますとともに、療養中の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、最前線でウイルスと闘いながら地域医療を懸命に支えてくださっている公立昭和病院をはじめとする多くの医療従事者の皆様、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

○ 議長（宮下 誠） ここで、企業長より発言を求められておりますので、許可いたします。企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） おはようございます。議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

令和2年第1回臨時会を招集いたしましたところ、本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当院では今年の2月から新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行ってまいりました。一時はマスクやガウンなど感染症に対する防護具や、あるいは設備なども不足しておりましたが、これまで職員一丸となって懸命に対応してきた結果、幸いにも院内感染を起こすことなく多くの患者さんが無事退院あるいは転院されております。現在では通常診療体制に戻すべく努力をいたしているところであります。

しかしながら、皆様ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症患者の受入れは我々職員にとっては身体的のみならず精神的にも重大なストレスをもたらしておりまして、また、後ほどご報告申し上げますけれども、病院経営にとっても非常に大きな影響を及ぼしております。

当院は今年1月より病床数を減少させて、より効率的な運営をすることで経営改善を始めた矢先でございました。しかし、こうした時期に新型コロナウイルスの感染が拡大したために、外来患者数は大幅に減少し、入院患者さんも制限せざるを得ず、また、手術もかなり減少しております。

ということで、月におよそ1億5,000万円程度の減収となっております。これは7月現在でもなかなか元の数字に戻るといえることではございません。

これらは病院の職員の自助努力だけではどうしてもできない状況でして、引き続きまた第2波が予想される昨今でございます。新型コロナウイルス感染症に対しては今後も長期にわたっての対応が必要になると考えております。そこで、当院は7月14日に東京都より新型コロナ疑い救急医療機関の指定を受けました。この圏域の指定医療機関として今後とも万全

の対応をしていきたいと考えております。

さて、本日の臨時会におきましては、この新型コロナウイルス感染症への対応等を含めました行政報告を4件、地方自治法の改正等に伴う条例の改正についての議案を3件予定しております。ご審議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議 長（宮下 誠） ありがとうございます。

- 議 長（宮下 誠） 続きまして、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員から令和元年12月分から令和2年5月分の昭和病院企業団病院事業会計出納検査の結果についての報告及び令和元年昭和病院企業団債権放棄報告書が提出されています。お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

次に、同じく監査委員から昭和病院企業団監査基準が議会に通知されています。

それでは、日程に従いまして、本日の会議を進めます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議 長（宮下 誠） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定によりまして、議長において指名いたします。本日は、3番、佐藤徹議員、10番、鈴木たかし議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

- 議 長（宮下 誠） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

それでは、改めまして、本日の議事日程に沿って進行させていただきます。

#### 日程第3 行政報告

- 議 長（宮下 誠） まず、日程第3、行政報告を行います。

報告は、患者実績、収支概況、公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について、昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等についての4件について行います。

質疑につきましては、4件全ての報告が終わった後、この4件について順次行ってまいります。最後に、行政報告以外の全般的な事項について質疑を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、行政報告（1）令和元年度公立昭和病院取扱患者実績についての報告をお願いいた

します。医事課長。

○ 医事課長（金井 弘子） それでは、患者実績につきましてご報告いたします。

行政報告（１）令和元年度公立昭和病院取扱患者実績をご覧ください。

上段の表の業務の実績でございますが、区分欄、入院、外来ともに一番上の行が１日当たりの平均患者数を示しておりますので、この数を中心に予算との比較で実績をご報告させていただきます。

まず、区分欄入院のA欄の予算405人に対しまして、B欄の実績は369.3人となっております。例年、第4四半期には入院患者数が増加する傾向にありますが、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により2月の1日平均患者数を比較すると、3月の入院患者数は減少し、資料にはありませんが、対前年同月比マイナス4.3%、延べ患者数では529人減し、C欄の予算に対する実績の差引で35.7人の減となっております。F欄の予算延べ患者数に対する実績延べ患者数の過不足の比較は1万3,053人の減となり、G欄の予算に対する達成率は91.2%となっております。

また、区分欄入院のうち感染症ですが、指定病床6床に対する収容実績は、新型コロナウイルス感染症の疑い患者及び陽性患者の収容により、延べ入院患者数は119人ございました。新型コロナウイルス感染症の入院患者は感染症病床以外の一般病棟にも収容実績がございますが、詳細につきましては、行政報告（３）においてご報告させていただきます。

次に、外来ではA欄予算1,035人に対しまして、B欄実績1,022.8人となり、外来につきましても新型コロナウイルス感染症の影響により1月から3月にかけて減少し、3月の外来患者数は対前年同月比マイナス10.6%、延べ患者数では1,327人減し、C欄予算に対する実績の差引きで12.2人の減となっております。F欄の予算延べ患者数に対する実績延べ患者数の過不足の比較は885人の減となり、G欄の予算に対する達成率は99.6%となっております。

次の（参考）の外来は土日等の休日を除いた患者数を参考までに再掲いたしております。

続きまして、下段の表になります。（参考）として人間ドック受診者数につきまして、各区分欄の上段の数でご報告申し上げます。こちらにつきましても3月に入り新型コロナウイルス感染症の影響を受けております。

人間ドック、脳ドック共に、1回当たりの平均受診者数でございますが、A欄、B欄、F欄、G欄を中心にご説明いたします。

1日ドックは、予算18人に対しまして実績14.8人で、3月につきましては、対前年同月比マイナス27.8%の実績となっております。F欄の過不足は734人の減となり、83%の予算達成率となっております。

脳ドックは、予算2.5人に対しまして実績1.5人、F欄の過不足は49人の減となり、59.2%の予算達成率となっております。

半日ドックは一月当たりの受診者数でございます。予算29.3人に対しまして実績36.8人で、3月につきましては、対前年同月比マイナス46.3%の実績となっておりますが、F欄の過不足は90人の増となり、125.6%の予算達成率となっております。

資料を1枚おめくりください。令和元年度休日・夜間救急患者統計表が参考資料としてご

ございますので、後ほどご覧ください。

患者実績につきましては以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（２）令和元年度昭和病院企業団病院事業会計収支概況についての報告をお願いいたします。会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） それでは、収支概況につきましてご報告いたします。

行政報告（２）「令和元年度昭和病院企業団病院事業会計４～３月期収支概況」をご覧ください。こちらの収支概況は令和元年度３月分までの収支を消費税込み、１,０００円単位でまとめた資料になっております。なお、令和元年度決算の詳細につきましては次回の定例議会で提案をさせていただきますので、本日は概況の報告となります。

それでは、資料の表の構成でございますが、表の横列（Ａ）、（Ｂ）、（Ｃ）、（Ｄ）となっております。表の横列（Ａ）欄は予算額を、（Ｂ）欄は執行額計を、（Ｃ）欄、差引には予算額との執行額の差を、（Ｄ）欄は執行率を表示しております。この（Ｂ）、（Ｃ）の額を基本に説明させていただきます。

初めに、上段の収益的収支（予算第３条）の表になります。この表の上段の収益的収入の一番下の行に合計がございます。こちらの（Ｂ）欄、執行額計は１８６億４,９１３万６,０００円となり、右側（Ｃ）欄の予算額に対する差引きでは６億８,９２５万５,０００円の減収となっております。

この減収の主な理由は１行目の入院収益の減によるもので、（Ｃ）欄の差引きで１０億２４６万円余りの減収となりました。

この内容ですが、右側、備考欄をご覧ください。入院につきましては１人１日当たりの診療単価が２９０円増加したものの、年度累計での１日平均患者数は３５.７人の減となりましたため、入院収益は減収となりました。

一方で、表にお戻りいただきまして２行目の外来収益では、（Ｃ）欄の差引きで３億７,３５２万円余りの増収となりました。

右の備考欄をご覧ください。１日平均の患者数で１２.２人減少したものの、診療単価が１,４９２円の増となりましたことから外来収益は増収となりました。

次に、表の下半分、下から２行目になりますが、収益的支出の合計をご覧ください。

（Ｂ）欄、執行額計は１９０億３,０１６万９,０００円となり、右側（Ｃ）欄の予算額に対する差引きでは３億８２２万２,０００円の執行残となりました。この執行残の内訳ですが、医業費用の給与費で２億１,０６０万円余り、経費で４,４９０万円余り、減価償却費ほかで３,５０２万円余りの執行残が主なものでございます。

これらによりまして、収益的収支の表の一番下の行、収支差引の（Ｂ）欄になりますが、収支差引きでは税込みで３億８,１０３万３,０００円の損失となりました。税抜きの決算では３億８,７２３万円余りの純損失を計上する予定でございます。

続きまして、下段の表、資本的収支（予算第４条）の表をご覧ください。

資本的収入の（Ｂ）欄、執行額計は１,４６８万７,０００円となり、右側（Ｃ）欄の予算額に対する差引きでは５１１万８,０００円の収入減となりました。



次に、資本的支出でございますが、（Ｂ）欄、執行額計は７億４,１４０万１,０００円となり、右側（Ｃ）欄の予算額に対する差引きでは、２,５８８万２,０００円の執行残となりました。建設改良費の器械備品購入費等で執行残が出ております。

資本的収支において収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金等で充当する予定でございます。

恐れ入りますが、この資料の裏面の参考資料をご覧ください。

こちらの表では、収益的収支（予算第３条）につきまして、収入、支出を前年度と比較しております。今回の資料から科目の構成比の欄を新たに追加しております。

右側半分の表が年度の執行額の累計となっております。合計の行をご覧ください。上段の収益的収入では右から２列目、差引（Ａ）－（Ｂ）の合計は、前年度と比較し４億７,４２６万１,０００円、率にして２.６％の増となりました。これは入院収益及び外来収益の増加によるものでございます。

次に、下の段、収益的支出の右から２列目の差引（Ａ）－（Ｂ）の合計は７億４,６３３万２,０００円、率にして４.１％の費用増となりました。支出の中で特筆する部分は給与費、材料費及び減価償却費ほかの増加でございます。

増加の理由ですが、給与費は退職給付費の増、材料費は主に高額薬剤の使用料の増、減価償却費ほかは前年度に購入した医療情報システムの減価償却の開始による減価償却費の増により、それぞれ増加をしております。

最後になりますが、一番下の行、収支差引をご覧ください。

前年度との差引きでは２億７,２０７万１,０００円悪化したところでございます。

収支概況につきましての報告は以上になりまして、続きまして、行政報告（２）の２「令和元年度重要な資産の取得に係る契約に関する報告」をご覧ください。

本件は、令和元年度補正予算第１号で重要な資産の取得として企業団議会で議決をいただきました予定価格２,０００万円以上の機械・備品であります乳房Ｘ線撮影装置、マンモグラフィにつきまして本年２月に購入契約を締結しておりますので報告するものでございます。

契約件名は乳房Ｘ線撮影装置の買入れで、契約決定業者は富士フイルムメディカル株式会社でございます。

契約金額は消費税込みの１,８４８万円で、契約期間を令和２年３月３１日までの整備完了予定としておりましたが、同月２３日に整備が完了し、稼働しております。

契約手続は指名競争入札により業者決定をしております。

収支概況及び重要な資産の取得につきましてのご報告は以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（３）公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等についての報告をお願いいたします。事務局長。

○ 事務局長（森下 一） それでは、行政報告（３）公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等について説明いたします。本日、差し替えをお配りしてございますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

まず、1ページの1、これまでの経過等につきましてご説明をいたします。

1月下旬、中国武漢で端を発しましたこの感染症でございますけれども、国内での感染症が広まり始めた時期に当院では感染症科において本感染症患者の受入れに対する検討を始めました。

2月上旬、新型コロナウイルス感染症対策会議を立ち上げ、この感染症疑い患者に対する外来での対応や感染症病棟での対応方法を策定をいたしました。その後、この感染症患者が蔓延した緊急事態宣言期間中にも継続してこの感染症患者に対応しました。

4月23日、24日には、構成市長、企業団議会議員の皆様へその対応状況等文書で説明をいたしたところでございます。

4月30日には構成7市医師会向けの説明会を開催し、併せて、5月1日には企業団開設者協議会正副会長に対して現地説明を、また、5月11、12日には他の企業団開設者協議会委員ほかの皆様方に対して現地説明を実施いたしました。

その間、5月4日、5日のゴールデンウィークにも発熱外来を運営しております。

6月10日、構成市長、企業団議員宛てに「都内の一公立病院の取り組み状況と課題」と題した論文、院長論文でございますけれども、これを送付しまして現状報告に代えさせていただきます。

6月22日には「一般診療の通常診療宣言」を各医師会等に送付し、一般診療を必要な感染対策を実施した上で通常どおり実施することにしました。

丸の、この間、23回にわたる対策会議を開催し、主要方針等を決定し、職員、主に医師になりますけれども、説明をし、周知しながら対応を継続してまいりました。

なお、次の丸、この対策会議で決定し、当院が行った本感染症患者等に対する診療体制については次の2の「当院が本感染症患者に行った医療及び現在の診療体制等」のとおりでございます。

まず、2の(1)の「当院が実施した本感染症患者に対する診療方針及び体制等」でございます。

院内感染防止及び中等症から重症患者の治療を診療の基本方針として、次の外来診療体制では、丸の救急外来Eブース、この陰圧室での診療に加えまして、病院玄関前ピロティにテントによる発熱外来を設置いたしました。実施時間は、7月16日からは12時から16時で本格運用し、5月25日からは少し時間を短縮しまして14時から16時に時間変更いたしました。

そこでは患者診察、胸部X線の検査、必要に応じてPCR検査を実施をいたしました。なお、次の丸、対象は、地域、構成7市のかかりつけ医からの紹介患者といたしております。

次の入院診療体制では、丸の感染病棟6床で、非公表になっております帰国者・接触者外来として感染疑い患者の検査、陽性患者の受入れ治療を実施するとともに、次の丸、都の依頼により北3病棟をコホート病床、集団隔離の病棟としまして、一般病棟全43床ある病棟でございますけれども、そこを段階的に拡大使用し、28床までの運用を可能として陽性患者の受入れ、治療、経過観察等を実施をいたしました。なお、陰性になった患者は退院し、その後2週間程度の自宅待機等を要請いたしました。

北館3階病棟をコホート病床としての使用は、感染症患者の拡大等に伴い、時系列的にその1ページに記載のとおり増減をいたしております。

一方で、その次の丸になりますけれども、手術患者の感染症対応病床としまして、外科系個室3床を確保するとともに、併せて、その次の丸になりますけれども、小児科の感染症対応病床として個室2床を確保いたしました。

次に、入院のうち重症者対応につきましては、肺炎を有する中等症から重症に至る救急患者は感染拡大防止のため別途個室での受入れで5床確保して運用を行いました。

次に、2ページをお開きください。

(2)の「当院が行っている現時点での診療体制等」についてでございます。

本感染症の診療体制等につきましては、丸の、現在は先ほど(1)の「当院が実施した本感染症患者に対する診療方針及び体制等」の外来診療体制及び入院診療体制に記載のうち、時系列で表示した中では一番最終の診療体制のとおりであります。

その次の丸、今後の診療体制等も考慮して①としまして、入院のうち重症者対応では重症患者対応可能な個室病床の不足を解消するため、救急病棟の陰圧のパーテーション工事を実施するなど、②として北館3階病棟、コホート病床をステップ2で継続運用するため区画を整備し、そのエリアにシャワー室を設置をいたしました。なお、7月10日からはステップ3として18床で運用いたしております。

また、その次の丸、東京都からの最新の病床確保はレベル1、重症5床、中等症20床の割当ての診療体制でございましたけれども、7月13日からはレベル2、重症5床、中等症40床の割当てで診療体制を要請され、準備をいたしました。

また、本感染症の院内での検査体制につきましては、鼻咽頭拭い液によるPCR検査は従来どおり外部による検査でございまして、院内検査は同じ検体によるLAMP法が1日16件。抗原検査は救急科と小児科で実施をいたしており、唾液を用いたPCR検査法やフィルムアレー法は現時点では原則未実施でございます。

次に、一般診療につきましては、丸の新型コロナウイルス感染症患者の対応中に原則として紹介状のある患者を中心に制限しておりましたが、6月22日から必要な感染対策を実施して、原則として通常どおりの診療体制で再開をいたしました。

また、次の丸、同様に緊急手術を除いて原則制限をしておりました手術についてでございますけれども、入院での麻酔科管理の手術患者等に全件PCRのスクリーニング検査を実施することにして、7月13日から再開をいたしております。

次に、3の「当院が取り扱った本感染症の患者」、これは7月15日までの集計でございますけれども、(1)の「入院患者の内訳」になります。COVID-19入院の総数は一番右側の306人、うち陽性者が84人でございます。月別の数及び陽性者の入院日数等につきましては表のとおりでございます。

次に、(2)「発熱外来等患者の内訳」でございます。

一番右側の合計になります。帰国者・接触者外来、発熱外来等患者数は921人、うち発熱外来、これはテントになりますけれども515人、また、帰国者・接触者外来、発熱外来等患者

数921人のうちPCR検査実施件数は874人、うち陽性者数は46人で、陽性率は5.3%でございます。なお、月別の数につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、3ページ、(3)「感染(疑い症例含む)入院及び発熱者等外来の日別患者数」、こちらも7月15日までになりますけれども、記載のとおり、2つのグラフのとおりでございます。特に、入院につきましては4月27日に一つの山のピークがございまして、また、7月に入りまして、7月6日ないしは7月15日が少し突出しているようでございます。

下の外来等につきましても5月8日が一つのピークでございましたけれども、またさらに高いピークが7月11日に現れているようでございます。7月15日までの資料での表示でございます。

次に、4ページの4「本感染症が当院の病院経営に及ぼす影響等」についてでございます。

(1)の「病院事業収支への影響」としまして、前年同月比較増減の表になります。入院と外来の1日平均患者数及び医業収益の増減率、医業収支の増減額等を月ごとに示しております。3月以降は顕著に影響を受けまして、患者数が大幅に落ち込み収益が減少し、収支が大きなマイナスとなっております。

6月22日からは通常診療を再開をいたしましたけれども、7月以降も患者さんが100%戻るには少し時間がかかり、マイナス収支はさらに膨らんでいくものと予想されます。現時点では令和2年度合計で、一番右側、縦に、入院患者数が6%減、1つ飛びまして、外来患者数が12.6%減、医業収益では3.9%減となり、医業収支は7億5,500万円の悪化が見込まれております。

(2)の「対策に要する主な経費」としまして、記載のとおり予定しております。

施設修繕は発熱テント外来の風防壁の設置、救急病棟の陰圧パーテーション設置、北3病棟シャワー設置等の費用でございます。備品購入は人工呼吸器、体外式膜型人工肺、いわゆるECMOの整備などでございます。

次の5の「国及び都からの病院経営・運営に対する支援について」でございます。

まず、(1)の「診療報酬の増額」では、救命救急や集中治療室など重症者対象の入院料が当初2倍から3倍に増額されていますが、現在のところ経営上の大きなインパクトはございません。

次に、(2)の「交付金・補助金等」は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を原資としまして、アの医療機関への補助金の交付としまして、項目に記載のとおり、補助金の交付額が総額で約4億円が見込まれてございます。

先ほど4の(2)の施設修繕や備品購入などの費用が今後、補助金申請が認められた場合にはこの補助金で補填されることとなります。

次の5の(2)のイになりますけれども、イの感染症患者の入院を受け入れた医療機関への東京都からの財政的支援が新たに東京都の補正予算案で示され、約130の医療機関に総額200億円が臨時支援金として補助されるようでございます。配分される額は現時点では未定でございます。

次の(3)「その他病院経営上の補填」としまして、マスクやガウン、フェースシールド

など防護用の材料が国や東京都等から支給をされてございます。

一方で、こうした状況下で、資料には記載がございませんけれども、当院の経営努力としまして、病院自身が今後どのように収支の回復の努力をしていくのかも問われているところでございます。そもそも、この新型コロナウイルス流行前の企業団病院事業の見通しでは、1月に33床の病床削減などを含む病床再編の後、入院も外来も順調に患者数が推移し、また、人間ドックも強化プロジェクトが実を結び、1日ドック、半日ドックともに利用者数も順調に推移しておりましたので、一定の収支改善を見込んでおりました。

しかしながら、今年2月の最終週から本感染症の流行の影響を受け、誠に残念ながら、今回、ご説明したような結果となっております。

そこで、当企業団の経営努力の1点目としまして、十分な感染症対策をした上で通常診療を回復していくこととさせていただきます。外科系全科で予定手術患者にはPCR検査でスクリーニングするなど対応しながら手術件数を回復してまいります。そして、併せて病床利用率の向上を目指します。

4の(1)の表の3行目に括弧書きで「病床利用率」がございまして、6月は63.4%見込みで65%を切るという状態ですが、徐々に回復をさせて10月以降は75%以上を目指します。

次に、積極的な収益確保でございます。これまで中断をしていた医療連携強化プロジェクトを推進して、紹介患者増のため施策を実施いたします。

また、平成30年度から強化している健診事業に関してもメニューの増加等により利用者増を図ります。

3点目の最適化でございますが、1月の病床削減による採用数の抑制など人件費の最適化を進めてまいります。また、光熱水費の業者選定の見直しや給食全面委託等による食材費の削減等に努めてまいります。

冒頭、企業長挨拶でも申し上げましたとおり、以上を総合しましても、なお減収が見込まれる本年度の病院経営等につきましては、病院事業単独ではなかなか解決できない特別な事情によるものでございます。

そこで、企業団といたしましては、過日、今回に限った特別な財政支援といたしまして、病院事業を共同設置している構成市に対しまして包括的なご支援をお願いしたところでございます。企業団議会議員の皆様におかれましては、派遣元の市議会での本件のご理解の促進と財政支援の実現に向けたお力添えをぜひともお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

資料に戻ります。最後に、6の「その他」でございます。

まず、(1)の「診療指定等」では、当院はもともと第2種の感染症指定医療機関でございましたが、さらにそれぞれ申請中だった東京都新型コロナウイルス感染症入院重点医療機関として登録され、②として、新型コロナ疑い救急医療機関にこのたび指定をされました。

次に、(2)の「職員の感染例」についてでございます。新聞報道にありました外部から招聘している非常勤の麻酔科医から手術室看護師への感染例1名のみであり、現時点では院内感染は発生してございません。

(3)の「その他」につきましては、入院患者さんの面会につきましては、現時点でも原則制限中ではございます。その他は特にございません。

長くなりましたけれども、新型コロナウイルス感染症対応等につきましての報告につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（宮下 誠） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（4）昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等についての報告をお願いいたします。事務局長。

○ 事務局長（森下 一） それでは、行政報告（4）「昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等」について説明をいたします。こちらにつきましても、本日、追記の事件がございましたので、そちらの差し替えの資料をご覧いただきたいと思ひます。

まず、1、その後の経過について説明をいたします。

1枚おめくりいただきまして、2枚目の別紙1、「職員の官製談合の関与等について（経過その7）」をご覧ください。

令和2年2月17日、令和2年昭和病院企業団議会第1回定例会を招集いたしまして、その後の経過を説明をいたしました。

それから、引き続きまして、同2月21日金曜日の14時30分には武蔵野簡易裁判所から第2回債務不存在確認等調停事件調停期日呼出しがございました。調停内容としましては、申立人大協設備株式会社から2割を限度として請求に応じるとの準備書面が提出されたので、②としまして、企業団としては全額の支払いを求める準備書面を提出したこと、また、併せて、調停委員からは請求金額の減額について意見を求められたので、考慮する余地はあるとしたところでございます。

同3月24日、火曜日になりますけれども、東京地方検察庁立川支部検事から公判前整理手続で初回公判が令和2年5月13日に決定したとの連絡をいただきました。令和2年4月1日からは構成市の主管部長の人事異動に伴いまして、昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等に係る調査委員会委員の交代がございました。併せて、企業団では組織規程の一部を改正し、事件以降事務局長が兼務をしておりました施設担当課長を廃止し、施設係は従来の業務課長の所管としたところでございます。

令和2年4月10日の第3回債務不存在確認等調停事件調停期日呼出しの延期及び同5月10日の官製談合防止法違反事件第1回公判期日取消通知——5月8日付になりますけれども——の受領はいずれも新型コロナウイルス感染症の影響によるものでございます。

裏面になります。令和2年6月1日には検討中でありました昭和病院企業団コンプライアンス基本方針等を策定いたしました。現在は公益通報制度構築の一環としまして、外部窓口として東京弁護士会からの弁護士の紹介をお願いしているところでございます。

7月17日、第3回債務不存在確認等調停事件調停期日呼出し期日では、①申立人、これは大協設備株式会社になりますけれども、契約期間の経過から総額の3分の2、約500万円として、その2分の1を限度として請求に応じるといふ申出がございました。

②として、企業団としましては契約期間の経過から総額3分の2については理解できるこ

ととしましたけれども、結果としまして、最終的には解決金400万円であること、2回の分割での支払いであることの内容で調停が成立となりました。

なお、7月22日、裁判所からその調停条項を代理人が受理をいたしました。

また、延期になっておりました官製談合防止法違反事件の公判期日の指定の第1回が9月4日、第2回が9月18日の予定であることの内容をいただいております。

経過につきましては以上でございます。

次に、次第の2になりますけれども、昭和病院企業団コンプライアンス基本方針等の概要についてでございます。

こちらは別紙2、「昭和病院企業団コンプライアンス基本方針等（概要）について」を資料として添付しております。

これは官製談合事件の教訓から職員のコンプライアンスを推進する意識の向上等を図る目的で制定したもので、おおむね5年後を目標年度とし、PDCAサイクルを循環させながら取組状況の評価等を行うものでございます。

内容としましては、大枠の基本方針としまして、1として、法令遵守はもとより社会規範あるいは職務執行のために組織内で定められた様々なルールや組織で決定した方針等を遵守すること、2として、住民等が期待する病院の使命を果たしているかなどの観点からおのこの業務を常に見直し、よりよい病院運営の実現を図ることの2点でございます。

次に、基本方針に基づく行動指針としまして記載のとおり、1から5でございます。

次に、病院及び職員の行動基準としまして、資料にはございませんけれども、基本方針に基づく行動指針を実現するために病院が果たすべき役割を6項目、職員の日常業務において遵守すべき行動基準を5項目決めました。

次に、コンプライアンス推進の取組（アクションプラン）等としまして、管理監督職者をはじめとした職員の法令遵守等、職員倫理の保持と周知徹底のため4項の取組を実施することにしてございます。

計画の取組状況の評価の方法と年次計画はスケジュール表のとおりでございます。

以上、雑駁でございますけれども、昭和病院企業団コンプライアンス基本方針等の概要についてでございます。

次に、次第書3、昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等に係る調査委員会の委員の交代でございます。

別紙3のとおり、4月1日付で構成市の主管部長の人事異動に伴いまして、網かけの委員に交代がございましたのでご報告をさせていただきます。

次に、また1枚目にお戻りいただきまして、その他、（1）としまして、債務不存在確認等調停事件に係る調停成立につきまして説明をいたします。

経過のところでも説明いたしましたとおり、令和2年7月17日の第3回債務不存在確認等調停事件調停期日呼出しにおきまして調停が成立し、その内容は、①申立人、大協設備株式会社は400万円を昭和病院企業団に解決金として支払う義務があることを認める。②申立人、これは大協設備株式会社でございますけれども、その解決金を8月31日200万円、11月30日

200万円に分割して支払うということなどを趣旨とした調停条項でございます。

そもそも当企業団と大協設備とは、参考の契約及び賠償金請求額等の要旨に記載のとおり、業務委託の名称は空調設備等保守・整備業務委託、契約期間は平成30年10月1日から令和3年9月30日までの3年の長期継続契約に係るもの、契約金額は8,203万6,800円、これは消費税込みの額になりますけれども、契約を締結しておりました。本件官製談合事件により当企業団はその契約を契約期間が1年を経過した令和元年9月30日に解除し、契約約款に基づき契約解除に係る賠償金請求額759万6,000円——これは消費税抜きの契約金額に10分の1を乗じた額になりますけれども——を大協設備株式会社に請求していたものでございます。

なお、本調停につきましては、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づきまして地方自治法の適用除外規定がございます。地方自治法96条第1項第12号に規定している調停は地方公営企業の業務では議会での議決事件ではございませんけれども、本件行政報告で併せて報告をさせていただきました。

(2)につきましては、その他はございません。

以上でございます。長くなりましたけれども、よろしく願いいたします。

○ 議 長（宮下 誠） ありがとうございます。

○ 議 長（宮下 誠） ここで暫時休憩といたしまして、質疑は再開後に報告事項ごとに行います。おおむね10分間の休憩といたしまして、10時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。表に飲物が準備してあるので、よろしければご利用ください。お願いします。

午前10時20分 休憩

午前10時29分 再開

○ 議 長（宮下 誠） それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

○ 議 長（宮下 誠） 最初に、行政報告（1）令和元年度公立昭和病院取扱患者実績についての質疑をお受けいたします。

質疑、ございますでしょうか。3番、佐藤徹議員。

○ 3 番（佐藤 徹） 様々ご説明、ありがとうございます。また、今回のコロナに対して皆さんで大変な努力をされていることに、まず敬意を表したいと思います。

それで、令和元年度の公立昭和病院の取扱い患者実績のところ、入院、外来が前年よりも減っているにも関わらず、休日・夜間の救急患者数が伸びている、このところはどんな背景があるのかお伺いをしたいと思います。

以上、1点です。

○ 議 長（宮下 誠） 医事課長。

○ 医事課長（金井 弘子） 全体の入院、外来患者数は減っていますが、平日の11時以降は時間外の扱いとなり、定時の外来患者ではなく時間外に来院される患者数として再掲されておりますので、時間外の患者さんが増えているということになります。全体の受診者数は減



っていますが、前年度と比較いたしますと734人救急患者さんが増えておりますので、割合として休日・夜間の患者さんが増えているという結果になっております。

以上です。

- 議長（宮下 誠） 佐藤議員。
- 3 番（佐藤 徹） 背景にはコロナの件も影響しているということですか、休日、それから夜間の、その辺についてはどうでしょうか。
- 議長（宮下 誠） 企業長。
- 企業長（上西 紀夫） ご質問、ありがとうございます。議員のおっしゃるとおりで、やはり皆さん方、コロナの影響で診療所とかそういうところに行くのをはばかっているというか、抑制しているんですね。したがって、最近ではやはり救急の手術患者が増えています、割合としては。中には、我慢していて十二指腸に穴が空いたとか、大腸に穴が空いたとか、あるいは胆のう炎で我慢して高熱になって来るとか、そういう患者が少し増えていますので、コロナの影響はそれなりにあるだろうというふうに思っています。

以上です。

- 
- 議長（宮下 誠） 暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

- 議長（宮下 誠） 再開いたします。

- 
- 議長（宮下 誠） ほかに質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（2）令和元年度昭和病院企業団病院事業会計収支概況についての質疑をお受けいたします。

質疑、ございますか。2番、板倉議員。

- 2 番（板倉 真也） どうもお疲れさまでございます。この行政報告（2）の裏面の参考資料のところ、給与費が増えたことについて退職給付費の増という説明がありました。懸念するのは、医療スタッフの方が新型コロナ関係で退職を希望されてしまっているのかという疑問などを持つのですが、その点は、そういう懸念の数字等はないということでしょうか。

次に、その行政報告（2）の2のほうですけれども、契約案件の部分なんですけど、指名競争入札ということなんですけれども、入札に参加した事業者数と実際に応札に参加した応札の事業者数をお願いいたします。

- 議長（宮下 誠） 企業長。

- 企業長（上西 紀夫） 最初の点についてお答えしますが、うちの職員でこのコロナ対応のために退職をした人はおりません。おかげさまでみんな頑張っていますので、そういう

人は今のところおりませんし、みんな頑張っていますのでご理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮下 誠） 総務課長。

○ 総務課長（野口 尚巳） 総務課長ですが、契約を担当しておりますので私のほうからお答えさせていただきます。

今回の契約案件は3者指名しております。当院の求める仕様の機器、3者3メーカーを指名しまして、結果としまして1者辞退の2者応札です。結果としまして、この契約金額にございますように、税込みで1,848万円で落札というような形になっております。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） いいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○ 議長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（3）公立昭和病院における新型コロナウイルス感染症対応等についての質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。10番、鈴木議員。

○ 10 番（鈴木たかし） まずはコロナ対策に当たって、昭和病院、病院の医師の方々、そして、また職員の方々の日夜にわたる献身的なご努力に心より感謝を申し上げます。

対応について、るる表記いただきました中で、2ページ目の当院が取り扱った本感染症の患者数の中です。この中で昭和病院として取り扱ったコロナの方々、特にPCR検査を経て陽性となった方々の数が表記をされております。

特に、緊急事態宣言後の6月、7月において陽性患者数が、例えば入院患者であれば、7月であれば19人とか、または外来の患者さんで陽性患者は18人であるとか表記がされております。

今般、東京都では毎日何百人単位で感染者の数が報告をされておりますけれども、この近隣市において、昭和病院として取り扱っていらっしゃる患者数の陽性患者の数を見て、この近隣地域におけるコロナの発生をどう分析をされるのかということをお伺いをいたします。

それから、昭和病院としては当初より発熱外来を設けておられて、通常の病院であれば熱がある患者さんというのは取扱いをしていただけなくて帰らされてしまうということもあると思うんですけれども、そういった意味では、しっかりと分類をして、熱のある方とそうでない方を患者の取扱いを変えていらっしゃるということはむしろ安心材料になるのではないかというふうにも思います。そういう中で、そういったことが患者さん、普通のコロナ以外の患者さんを呼び込むときの安心材料になっていかないのかなということも併せてお伺いをいたします。

3点目なんですけど、通常コロナではないかと不安に思っている方が大勢いらして、その方々は通常であればこういうところに、発熱外来のある病院に来られ、またはかかりつけ医に行って、コロナの感染が濃厚であれば保健所のほうでPCR検査を受けるように

促されると思うんですね。

今回、昭和病院においてはそうした方が、この報告の中でも地域のかかりつけ医の紹介があつて初めて昭和病院に来られて、その上でPCR検査を受けるということになってくるんだというふうに理解をしましたが、通常、我々の身近にいる熱がある患者さん、または、熱はないけれどもせきがあると、いわゆる、昭和病院までたどり着けないけれども自分自身としては不安に思っている患者さんがいる。そうした方々に対する一つの対処として、盛んによく、ちまたではPCR検査を拡大しろというようなふうなことも言われていたりするんですが、恐らく私の理解では、PCR検査というのは不安を持っている方々を受け入れるための拡大ではないと思っているんですけれども、今後、各市でもPCR検査の拡大というようなことを今回の予算でも入れているんですが、そこら辺のPCR検査というものに対する一つの考え方、各市におけるPCR検査の考え方というのもご教示いただければと思います。

以上、3点です。

○ 議長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 幾つかご質問いただいたんですが、全体の分析は、正直言って私ども単独では無理です。やはり、これは保健所等大きなところがデータを集めていただいて、そして分析をしていただいて、それを我々と一緒に共有するという事なんですが、そのデータ自体がなかなかこっちに来ないし、東京都自体もきちっとデータがうまく集まっていないんですね。私どもがいろんな、感染症を引き受けなさいということで東京都と会議をするんですけれども、そのときにどういう体制でやるか、今までどういう患者さんがいて、どういうふうに患者さんを流したのかというデータを教えてくれない。要するにデータがないんですね。ですから、私どもで分析は難しい。

ただ、私どもとしては、多摩地区は東京都に比べると大体10分の1ぐらいですね、感染者が。そういう意味では比較的いいんですが、最近は、やはり少しずつ増えてまいっている。当院の姿勢としては、先ほど議員がおっしゃったように、基本的には開業の先生方が一度診ていただいて、発熱がある、あるいは、症状があるという方を紹介していただいて、その患者さんをこちらで引き受けてみてPCR検査をやる、あるいは、少し肺炎がありそうだという患者さんについては、すぐ入院をして治療するという体制ですね。

世の中ではPCR検査をどんどんやれという流れがありますけれども、問題は、そこで陽性で症状のない方をどうするかということが決まっていらないんですね。多くの方が多分自宅療養されているんですけれども、感染症対策で一番大事なのは隔離です。したがって、比較的症状のない方をどうやって隔離するか。具体的には、やっぱりホテルとかそういうところで隔離をして、実際には医師会の先生方がそこに行って経過を見ているんですね。

多摩地区ではホテル、八王子しか設定していないんです。この7市の圏域の中に一つもないんです。ですから、これから増えたときにそういう患者さんをどうするか。感染症法では、本当はコロナ陽性患者さんは施設に収容するのが基本です。そういう方々が、例えば私ども、あるいは周囲の病院に入院した場合は、通常診療ができなくなります。ですから、やれやれ

というのは、確かに必要です。

そこで、後でお願いしようかと思ったんで、ここでちょっとお願いしますが、今、各市の医師会がそういう検査を、症状はないんだけど検査を受けたい、あるいは症状あるけれどもなかなかこういうところに行けないという方を各医師会が積極的にPCRセンターを立ち上げようと、実際立ち上がっているところもあるんですね。そういうところを、ぜひ議員さん方がサポートしていただきたい。特に金銭的にサポートしていただきたい。開業される先生方が、もし感染すると診療所を閉じざるを得ない。収入がなくなってしまう。でも、この圏域の先生方は、公立昭和病院がそういう患者さんいっぱい診療がダウンしたときは大変だということで、今、一生懸命一緒にやろうという動きをしているんですが、残念ながら、なかなか各市のサポートがとても十分とは言えないんです。

ですから、そういうところで、でもやっぱり、そういう調べるところをたくさん増やして、そこで陽性になった患者さんを診て、それをちゃんと隔離するシステム、その中で重症、あるいは治療が必要なのは当院のような専門病院といった、こういうシステムをつくらなくては行けない。

まだまだいろんなところで検査する場所が少な過ぎるんです。それを今、医師会の先生方は一生懸命やろうということでやっているんで、ぜひ議員の先生方は、各市同じです。ぜひ、そういうところをサポートしていただきたい。特に金銭的にサポートしていただければ大変ありがたいと思います。ここがなくなると、結局私どもの病院に患者さんが押し寄せてきて、通常診療が、先ほど言いましたようにできません。すると、がんの患者の手術もできません。そういうものを我慢してしまうと、先ほど言いましたように、救急患者として来てしまう。でも、もう受けられないとなると、今まで私どもが診ていた患者さんが周りのいろんな施設にまた行かざるを得なくなるんです。うちだけではなくて全圏域で医療崩壊が起こるんです。

ですから、ぜひ医師会のことをサポートしていただくことが患者さんのためにもなりますし、同時に、私どもの医療がきちっとできるという方向になりますので、ぜひ、これは議員の先生方をお願いをして、医師会の運動をサポートしていただくことがやっぱり一番いいことだと思いますので、ぜひその辺はお願いしたいと思います。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） じゃ、鈴木議員。

○ 10 番（鈴木たかし） ありがとうございます。いわゆる各市で今、展開をしようとしているPCRセンター、PCR検査体制というのは、熱はないけれども自分としては体がだるいとか、何となくせきがちであるとか、そういったコロナ予備軍というか、コロナ疑いの方々も積極的に受け入れていくセンターという位置づけでいいのかどうか、重ねてお伺いをいたします。

それから、ちゃんと発熱外来を設けてコロナを診ますというふうに標榜していただいているのは、恐らく近隣市では昭和病院だけなんじゃないかというふうに思っているんですけども、そこは、ある意味しっかりと分けていて、コロナ以外の患者さんについてはうつらないような体制をしっかりとしているんだということを我々企業団議員が各市に戻ってそこら辺

を訴えてもいいのかというか、何といたしますか、担保されているんだよと、うつらないことをしっかり担保している病院なんだということを訴えてもいいのかどうかということをもう一度お伺いします。

○ 議 長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） まず、やはり、多くの場所でそういうコロナ予備軍を見つけることが一番大事で、初期の症状だけであつたら非常に治療は簡単なんです。私どもは、先ほど言いましたように、陽性で症状がある人たちを受ける、そういう役割があるんですね。

この7市の中で、コロナの患者さんの検査をしているのは幾つかあります。西東京ですと徳洲会病院ですかね。それから、近隣でも幾つかの病院がありまして、東大和は東大和病院とか、そういうところできちっと検査をして、陽性になった患者さんで症状のある方々が当院に入院されています。そういう役割分担ができています。そういう施設はきちっと、発熱のある疑われる患者さんのルートと、そうでない患者さん、一般の患者さんとを、ルートを分けて診療しています。したがって、ほとんどそういう病院では今のところ院内感染的なことは起こっていないんですね。きちっとやっていますので、病院は非常に大変です。そこで、開業医の先生方が昼休みだとか休みの日にサポートとして、これからはそういうところに来てくれる体制を、今つくりつつあるんですね。ですから、そういう意味で病院と同時に医師会と両方にサポートしていただきたい。当院でもきちっと防護服を着てやっていますので、そこで感染をした職員はいませんので、医療機関はきちっと対応していると思います。

一時は防護服が足りないということありましたけれども、各市からある程度各医療機関に配分されましたし、東京都あるいはそこから来ていますので、その点は比較的問題ないと思いますので、そういう対応をきちっとしている病院で感染が広がるということは、まず、きちっとやっていればあり得ないと思いますので、ぜひそういうところのサポートをお願いしたいという。

以上です。

○ 議 長（宮下 誠） 鈴木議員。

○ 10 番（鈴木たかし） 各市のPCR検査体制というところで、各市においては各市のお医者さんが、あなたはPCR検査受けなさいということ、そういう方しか受けないPCR検査体制なのか、各市でつくるPCRセンターのことなんですけれども、PCR検査の考え方についてお伺いをしているんですけれども、もしそういうことであるならば、誰でもいいんだと、どこかのかかりつけ医に行って、紹介状がなくても心配なんでPCRセンターに行って検査を受けられるという性質のものなのかどうか。

もしそういうことであるならば、心配のある方が少なくとも来られるわけですから、すべからく、その人が陽性であれ、陰性であれ、また、偽陰性とか偽陽性とかという話も、誤判定ということもおありのようですから、そういうセンターに来られた方は、すべからく、あまり外出しないでくださいとか、しっかりとした感染をさせないことを訴える機会にもなると思うんですね。

ですから、各市のPCR検査の受入れの考え方というか、それを、ぜひご教示いただけれ

ばと思います。

○ 議長(宮下 誠) 企業長。

○ 企業長(上西 紀夫) やはり、基本的には何らかの症状がある方が行っていただきたいと思うんです。というのは、検査の数や感度にはある程度限界があるんですね。ですから、ただ単に、ちょっと心配だからといって、来た場合に、逆に言うと、そこでマイナスであっても、それで安心してしまってどこかへ行って感染起こしてしまうということは十分あるんです。

ですから、基本的に今どこの施設でも、医師会もそうですが、症状がある程度あると、まず検査をして、そこで早く見つけるということが大事なので、これはどこの医師会も、病院も同じだと思います。現在は、各診療所に行って、症状があって、ほかの疾患を否定しておいて、コロナの可能性も否定できないという方々をPCRのほうに誘導しているというのが、これが基本だと思います。その辺は各施設同じで、症状はなくても来なさいということはおかえってマイナスになる可能性がありますので、原則はやはり症状が、何らかの症状がある方に、ぜひ来ていただきたいというふうに思います。

以上です。

○ 議長(宮下 誠) 会議規則の50条に、質疑は同一議員につき同一議題について2回を超えることができない、ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではないとあります。今回は私のほうで、後づけになりますが、特に許可したことということで認めたいと思います。

それでは、次、8番、高橋議員。

○ 8番(高橋 和義) それでは、様々本当にありがとうございます。この間のコロナ対策におきましても皆様に感謝いたしたいと思います。

私からは、(2)の院内での検査体制のところ、昭和病院では唾液のPCR検査法は今のところ未実施だということにちょっと気になったんですけども、我が東久留米市においては、6月いっぱいPCR検査場が立ち上がりまして、約40件ぐらいの検査数があったというふうに報告を受けております。

その後、7月に入って各医療機関が都医師会の要請を受けて唾液による検査体制ができるようなのが二十数件あるというふうに伺って、もう検査も体制も始まっている中で、今後PCR検査法が、この昭和病院で今までどおりの検査法でいくのがちょっと心配というか、懸念するところなんですけれども、今後の唾液での検査法というのはどのようにお考えですか、お伺いしたいと思います。

○ 議長(宮下 誠) 企業長。

○ 企業長(上西 紀夫) お答えしたいと思います。唾液は、やはり、検査する人にとっては非常に安心と言えば安心なんです、処理に多少技術が要るんですね。いろんな検査会社があって、処理まで全部やってくれる会社とそうでない、幾つかばらつきがあるのと、もう一つは、まだ精度に関してはPCRのほう为上だろうということなのと、それから唾液で陽性になる期間というんですか、その辺にまだばらつきがあって、やはりPCR検査に比べ

ると感度に問題があるということもあります。

それから、唾液がそれなりの量が必要ですので、高齢者にとっては非常に唾液が出しにくいとか、まだ幾つか問題点があるんですが、その辺がクリアにできれば、当院では、やはり検査をする人のストレスが少ないのでそれをやっていただいて、そこでもし陽性であればこれは確実に陽性ですので、そういう方々で症状があったら当院に来ていただくということで、そういう形でやっていただくことは大変ありがたいと思います。

現時点ではちょっと精度の問題があるということで、現在まだやっていないということです。将来的にまた検討したいと思います。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） いいですか。

じゃ、4番、松岡議員。

○ 4番（松岡あつし） 4番、松岡でございます。このたびの新型コロナウイルスの対応、本当にお疲れさまでございます。

私からは3点質問がありますけれども、1点目が、ページ4の病院事業収支への影響というところがございますが、令和2年度合計で7億5,000万円を想定しているという話でしたけれども、これの対応策についてもご説明いただきました。交付金、補助金で約4億円あるということですが、東京都のほうからはまだ未定だという話がありました。気にするところは、経営努力もされるということなんですけれども、その見込額がどれぐらいなのかというところ、この7億5,000万円に対するインパクトですね。

先ほど企業長のほうからも構成市への協力の話がありましたけれども、それを踏まえた上で、財源が大きく4つあるのかなと思っていて、国のこの交付金、補助金、それから東京都、それから経営努力、そして構成市への協力のところになるかと思っておりますけれども、この経営努力のところと構成市のところの見込額というか、想定していらっしゃるところがあれば教えていただきたいのが1つです。

2つ目が、ページ2の入院患者の内訳のところなんですけれども、306人の入院が、患者さんがおられたというような数値がありましたけれども、よく言われるのが、重症の患者数がどれぐらいいらっしゃるのか、そして、なかなか申し上げづらいことではありますけれども、お亡くなりになられてしまった方の数であったりとか、その辺がもしお分かりであれば、教えていただきたいなと思っています。東京都で今、非常に数字も増えていますが、どの数字を見たらいいのかという議論もあるかと思っておりますので、そういった観点からご質問させていただきます。

3点目が寄附についてなんですけれども、このコロナの一連の動きがあつてから、私のほうにも市民の方から昭和病院さんを応援したいということで一定数の声がありました。この2月来からその構成市であったり近隣市のほうから、市民なのか関係者なのかからどれぐらい寄附の声があつたのか、もしおまとめをされているのであれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

○ 議長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） 4番、松岡議員のご質問に順次お答えしたいと思います。

まず、第1点目、行政報告3の4ページの4の（1）の表のご指摘だと思います。令和2年度合計の一番下になります7億5,500万円が医業収支の増減額ということで表示されている、これをどういった内容でそれを補填していくのかというご質問だというふうに思います。

まず、この中には、通常、国とか都の補助金も含めて見込んだ数字で、なおかつ7億5,500万、失礼しました、それと当院の経営努力につきましても、合わせて7億5,500万円の医業収支が悪化をしているということになってございます。

それは、先生、今おっしゃったように、4億円の補助金もそうですし、それから、先ほど申しあげました運営費的な補助金についてもこの収支の見込みの中に入っております。ただ、入っていないのが、先ほど申しあげました総額200億円、130医療機関で対応した臨時支援金についてはまだ入っていないということと、それから、先ほど申しあげました、少し構成市のほうにこの中でお願いしたいというふうに思っておりますので、この7億5,500万円のまだ解決できる方法としましては、私ども東京都の補助金と、それから構成市へのお願いが少しさせていただくということ、ですから、都、国、それから、自らの経営努力についてはこの収支の中に入っているという、こういう内容でございますのでご理解いただきたいと思っております。

それから、その他につきましては担当課長のほうから説明させていただきます。

○ 議長（宮下 誠） 総務課長。

○ 総務課長（野口 尚巳） では、寄附物件についてご説明いたします。

国や都からの支援物資とはちょっと分けて、寄附、寄贈されたものについては総務課のほうで取りまとめしておりますので概略を説明したいと思います。

実際、来ている品目で言いますと、N95のマスクは9件で約6,900枚、いわゆるサージカルマスクと言われるものですが、17件で7万7,000枚、あとフェースシールド10件で3,100枚、あと、いわゆるガウンと言われるところですね。防護服等、いろいろレベルはあるんでしょうけれども、4件で7,100枚、そのような形。あと、病院職員を応援したいということで小学校、小学5年生からポスターを頂いたり、お手紙を頂いたり、そういった物も含まれます。あと、消毒液等もあるんですが、大きなところではその辺りになります。よろしく願いたします。

○ 議長（宮下 誠） 医事課長。

○ 医事課長（金井 弘子） ご説明にあったと思うんですが、病院長が「都内の一公立病院の取り組み状況と課題」というところで論文を議員の方にお送り、事務局のほうからしていると思うんですが、その時期から重症患者さんはほぼ全く入っていない状況で、今、入院している患者さんも軽症者となっております。

ですので、重症患者、ICUのほうでECMOを使ったりとか人工呼吸器を装着した患者さんは5名で、そのうちお亡くなりになった患者さんは1名ということでご報告しております。



以上でございます。

- 議長（宮下 誠） ちょっと議長のほうから。先ほど、都の200億円の話の中で、このうち昭和病院にどのぐらい来るのかということについて答弁できますか。事務局長。
- 事務局長（森下 一） 都議会が、昨日ですか、閉会になり、臨時議会の中で130病院に200億円で、これはまだ交付要綱ができておりませんので中身は分かりません、詳しくは。ところが、一定の基本的なベースの額と、それから、重症者を診た病院に応じて加算をするというようなことになっているようでございますので、近々その交付要綱も明らかになると思いますので、その時点で。私も、単純に割ると一億幾らかということなんですけれども、私も重症度は、あるいは受入れ患者数に応じて少し増減するのかなと、減はしないと思います、増するのかなというふうに考えておりますので。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長（宮下 誠） ほかにございますでしょうか。5番、佐藤まさたか議員。
- 5番（佐藤まさたか） すみません、5番、佐藤です。この間のご対応、本当に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。また、詳細なご説明、ありがとうございます。

私は数字、2つだけ確認というか、教えていただけたらと思います。

報告の、今のこの報告3の2ページ目の、先ほどもご質問出ていましたけれども、入院患者の内訳、3のところですね。このまず1表のところ、平均在院日数が7月5.5という数字に対してだんだんと下がってきていると。ここは、まず平均の在院日数が減ってきている理由というのはどんなふうに理解したらいいのかということ伺いたと思います。

一つ一つでいいですか。2つだけ伺いたいんですが、もう一つ言っちゃっていいですか。

- 議長（宮下 誠） どうぞ。
- 5番（佐藤まさたか） もう一つは、その第2表で発熱外来等の患者の内訳ですが、陽性率が徐々に高まっていると。この辺の、母数も増えていますが陽性率も高くなってきていると、この辺を病院としてどう見ていらっしゃるのか、この2つについて伺えたらと思います。

以上です。

- 議長（宮下 誠） 企業長。
- 企業長（上西 紀夫） 在院日数の件ですが、最初は、陽性で入院したときに2回PCR検査マイナスでないと退院できないという、そういう制限があったんです。それがだんだん短く、PCR検査の必要がなくなったということと、そのうち2週間で良いつていうことになったし、最近では、発症してから10日なんです。例えば、入院するのが5月5日けれども、実際には5月1日に発症したとなると、残りの5日間だけ入院して退院する、そういう流れで在院日数がどんどん減ってきているということです。

それから、先ほど言いましたように、重症患者もあまりないということも加わっていると思います。

この陽性率が増えていることをどう思うかと言われてもなかなか難しい問題があつて、私

どもとしては、先ほど言いましたように、症状のある方を早く見つけて、早く入院して治療すればほとんどの方が退院できるんですね。したがって、先ほど言いましたけれども、各地でいろんなところでPCR検査ができる体制を各市にぜひお願いしたいと思ひますし、そこで問題があったときは、我々は体制ができていますので、重症の患者さん、あるいは中等症の患者さんを積極的に受け入れて治療したいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○ 議長(宮下 誠) よろしいですか。

それでは、3番、佐藤徹議員。

○ 3番(佐藤 徹) そうしたら、1つは、発熱外来の状況でございますが、これ、4月に設置をされた。これはこの場所で、病院の正面玄関ということもありますので、地域のほうから何かこれについての問合せ、あるいは、患者さんが発熱外来を見てこちらに入られるという中での、この場所の設定については、病院の中でこの場所を設定された経緯と、それから、現在に至るまでに市民の方から、あるいは、声が寄せられていることがもしあればお聞かせいただきたいと思ひます。

2つ目に、新型コロナの疑い地域救急医療センターに当病院が指定されたと、非常に重たい、東京ルールに基づいて必ず受け入れるという病院に昭和病院が指定をされたという意味合いと、この必ず受け入れるということを拒否できないということになれば、この辺の重みと申しますか、これについてのところをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、3つ目が、119番通報で救急患者の方が来られる場合に、発熱のある患者さんについての対応については、院長のほうで6月10日の文書の中にも記載をされておりますが、改めてどのような、非常に難しい運用になると思うんですが、対応されているのか伺いたいと思ひます。

それから、4点目が、今回の経営の件で7億5,500万という話が出ましたので、そして、本市においても8月3日に臨時議会で財政支援をしていかないといけないということで具体的な数字もお伺いしました。私どもの数字から分析しますと、分賦金が7市で15億、令和2年度の予算計上しておりますが、この3分の1に該当する金額で要請されたのかどうか、私どもの市で割り戻すとそういう形になるのかなと思ひて、これは差し支えがあればご答弁は結構でございますが、どのくらいの今回7市に財政支援の要請をされているのか、先ほどのご答弁の中で、もう既に約4億近いのは盛り込み済みで、それでも7億5,500のこの収支になるという説明でしたので、それについてお伺いします。

それから、これも令和3年度のことになると思ひますので、分賦金の今後の、この財政支援も含めて長期化になりますから、どのような見通しをしておられるのか、どのような要請をされるのか、現時点で分かっている範囲でお答えいただければと思ひます。

最後に、医師、職員の方のPCR検査を公費負担でということ東京都のほうにも声を届けておるところでございますが、これについて具体的に定期的に医師あるいは病院に係る職員の方にPCR検査を公費負担でという、このところについて具体的にどのように要望

を上げておられるか、また、状況的にどうなのか、以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 幾つかあったので、医療に関することをお答えします。

テント外来を始めたのは、発熱患者さんでコロナの疑いの患者さんを院内に入れてしまうとほかの患者さんと接します。すると、ほかの患者さんに感染を起こす可能性が高くなるので、基本的にはそれを防ぐために院外に出したということです。

周りの市民からは今のところ大きなお話は来ていないと思います。実際にその発熱のテントを見て、来られる方もゼロではありませんが、基本的には、先ほど言いましたように、近くの開業医さんのところに行って症状を診たり、いろいろして、そこで紹介をしていただくのが原則です。ただし、来ていただいて、熱があるとか肺炎症状がある方はその場で適宜診察をするということはあると思いますが、原則としては紹介していただくということになっております。

それから、東京ルールのことですが、当院は東京ルールセンターではありませんので、必ず受け入れません。その役割はしていなくて、積極的に受け入れる指定医療機関ということで、救急隊からコロナの患者の可能性があるとこの要請があったときには受けますが、ほかで断られたからうちで診なきゃいけないとか、そういう受け入れセンターではないので、そこは別のお話になります。

それから、救急隊から発熱があるという話があった場合は、基本的には全部防護をきちっとして、そこで対応して、院内の救急の陰圧室というところで診察をして、必要があれば検査とか、入院をするということになります。

それから、職員のPCR検査については、先ほど申し上げましたけれども、全員が、マイナスだということでどんどん仕事をした場合、その時点ではマイナスだけれども、ほかの時点で陽性になる可能性があるなど、色々な問題、難しい問題があります。現在は、少しでも症状があったときは所属長に届け出て、直ちに院内でPCR検査をして、結果が出るまでは一応職務の業務は休むという体制でやっています。今のところ、時々発熱だということで検査をする職員がいますが、現在のところ陽性になった人は誰もいません。したがって、全員やるということは、ある面では逆のマイナスの面も強いので、取りあえず症状を中心に検査をするという方向でやっております。

あとの件については、また別。

住民の声は、特にないと思います。それから、医師会の先生のお話を聞くと、昭和病院に紹介したいと言ったときに、ちょっとあそこはコロナがいるからといって躊躇される方はいらっしゃるんですけども、この周囲の住民の方からクレームが出るとか、そういうことはありませんので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○ 議長（宮下 誠） 事務局長。

○ 事務局長（森下 一） 7億5,500万円に対する構成市への財政支援ということで、私どもは、構成市長の会等の中でも少しお話をさせていただきました。その中で、結論としましては、5億円を上限に構成市のほうにお願いをさせていただきたいというふうに、お願い

をしたいということで話が、そこの中では一定のお話になったこととさせていただきます。

この分賦の仕方につきましては、根拠、よりどころは令和2年度の構成市分賦金の分賦の割合を利用して、それで特別な財政支援をとということでお願いしている内容とさせていただきます。

それはあくまで案としてお願いしてまいりまして、さらに、令和2年度につきましては、国からの交付金ですとか、臨時の、地方創生の臨時交付金ですとかというので財政的にはまだ少し構成市のほうにお願いできるのかなというように思いますけれども、来年度以降につきましては、今回の雇用情勢とかで構成市も税収が非常に厳しいということもさせていただきます。

私どもの要望としましては、3年度以降も引き続き、例えば、分賦金の上限が今15億円になっています。基本的には、私どもは地方公営企業法によって計算をした中では20億円を超える数字にはなっておりますけれども、一定の構成市との申合せの中で15億円ということもありますので、その辺のキャップを少しというふうな話もさせていただいておりますけれども、非常に厳しいというご意見をいただいております。

ですので、私どもはこの件について何回も構成市にお願いして、何度も何年度にわたってもということではなくて、少なくとも令和2年度についてはぜひともお願いしたいというような趣旨でお願いをしている状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○ 議長（宮下 誠） 佐藤議員。

○ 3 番（佐藤 徹） 分かりました。ありがとうございます。

あと、今の金額ももう明示をされて構成市でこれから審議されるというふうに思いますので。あと、治療薬についての、違いましたか、これ。別件ですか。今回のコロナにつきまして、アビガンが出ていましたので、現段階ではどのような見解をお持ちなのか、まだワクチンも開発されていませんし、こういう状況の中での、今までずっと見てこられて先生のご意見をいただければと思います。

○ 議長（宮下 誠） 企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 実際にはアビガンは使っております。特に肺炎の症状があつて、レントゲンのにも厳しい患者さんには何例か使っていますが、若干効いている印象はあります。ただし、いろんな副作用がありますので、ある程度年齢の高い人とか、あるいは本人の承諾をとって薬をやるということになっていますので、それが効いたかどうかは分かりませんが、印象としては、使うと少し熱が下がる印象がありますし、そういう中で、先ほど申しましたけれども、亡くなった方はいらっしやらないということですので、ある程度の効果はある可能性は高いと思います。

今いろいろ治験をされていますが、治験の方法がなかなか難しいんです。本当はアビガンを使う人と使わない人で比較しなければいけないんですが、倫理的にできないものですから、今やっている治験というのは使った人で使う時期をずらしたりとか、科学的には少し問題があるやり方をせざるを得ないということなので、私の個人の見解ですけれども、それではなかなか差が出ないんだろうと思います。使う人と使わない人を完全に分けてやるのが本当の臨床治験なので、それができていないので、やはり結論がなかなかはっきりしないんじゃないかな

いかというふうに私は思っています。実際に使ってみると、若干いい印象は持っています。  
以上です。

- 議 長（宮下 誠） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

- 議 長（宮下 誠） 特になければ、質疑なしと認めたいと思います。

次に、行政報告（４）昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等についての質疑をお受けいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 特になければ質疑なしと認めます。

以上で、行政報告４件に対する質疑を終了いたします。

それでは、行政報告以外の全般的な事項について質疑ございますか。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） それでは、質疑なしと認めます。

これをもちまして、行政報告を終わります。



- 議 長（宮下 誠） ここで休憩をいたします。おおむね５分間休憩を取りまして、  
25分から再開したいと思います。お願いします。

午前11時17分 休憩

午前11時24分 再開

- 議 長（宮下 誠） 休憩を解いて、会議を再開いたします。



日程第４ 議案第９号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例

- 議 長（宮下 誠） それでは、日程第４、議案第９号、昭和病院企業団病院事業の  
設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企 業 長（上西 紀夫） それでは、ただいま上程されました議案第９号につきまして、  
ご説明を申し上げます。

本案は、第８条で地方公営企業法第34条において準用している地方自治法が一部改正され、  
条の繰下げになったことに伴い改正の必要が生じたため改正するものでございます。

なお、本条例の施行期日は公布の日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしくご審議、ご決定を賜りますよう、よろしくお願  
い申し上げます。

以上です。

- 議 長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下 誠） 特になければ質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第9号、昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第10号 昭和病院企業団監査の執行に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（宮下 誠） それでは、日程第5、議案第10号、昭和病院企業団監査の執行に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第10号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法等の一部改正に伴い、監査委員の勧告制度の創設など制度の見直しが行われたことに伴い改正するものでございます。

まず、第2条に第4項を追加し、従来から地方自治法にありました監査の結果に基づき、または、監査の結果を参考として企業長等から講じた措置内容の通知を受けた監査委員がその内容を公表しなければならないものとした規定に加え、今回の法改正により同様に勧告に基づき講じた措置の通知を受けた内容を公表しなければならないものとして新たに規定するものでございます。

さらに、これらの公表方法は、今回、法改正のありましたほかの事項等と併せて第3条に規定するものでございます。

なお、本条例の施行期日は公布の日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 議長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（宮下 誠） 特になければ質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第10号、昭和病院企業団監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議 長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第11号 昭和病院企業団看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

- 議 長（宮下 誠） それでは、日程第6、議案第11号、昭和病院企業団看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第11号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は現在、本条例に基づく修学資金の貸与は行われておりませんが、今後に備え、都条例の改正内容に倣い関係規定を整備するものでございます。

内容の1点目は、第9条の保証人の要件を緩和し、その人数を2名から1名とするものでございます。

2点目は、第15条の返還に関する延滞利息を14.6%から5%に改めるものでございます。

なお、本条例の施行期日は公布の日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議 長（宮下 誠） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 特になければ質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議 長（宮下 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第11号、昭和病院企業団看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- 議 長（宮下 誠） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年昭和病院企業団議会第1回臨時会を閉会いたします。

閉会時刻は11時30分となります。お疲れさまでした。

午前11時30分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

昭和病院企業団議会議長 宮 下 誠

議員 佐 藤 徹

議員 鈴 木 たかし